

防犯のまちづくり

ハンドブック



埼玉県マスコット
「コバトン」



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

はじめに

「犯罪は自分とは遠い世界の出来事だ」と思っている方が多いのではないのでしょうか。しかし、日常生活の中で犯罪に巻き込まれる危険性は誰しもが有しています。

犯罪の被害は決して他人事ではなく、自転車盗・自動車盗・車上ねらい・侵入窃盗・特殊詐欺など、多くはわたしたちの身近なところで発生しています。

この「防犯のまちづくりハンドブック」では、身近な犯罪を防ぐために気をつけていただきたいポイントをまとめました。

まずは、「自分は大丈夫」と思う気持ちを捨て、一人一人が防犯の意識をしっかりと持つことが大切です。さらに、個人から地域へ防犯の輪を広げ、ご近所同士の連携により、犯罪を起こさせにくいまちをつくりましょう。

誰もが安全で安心して暮らせる「防犯のまちづくり」に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。





目次

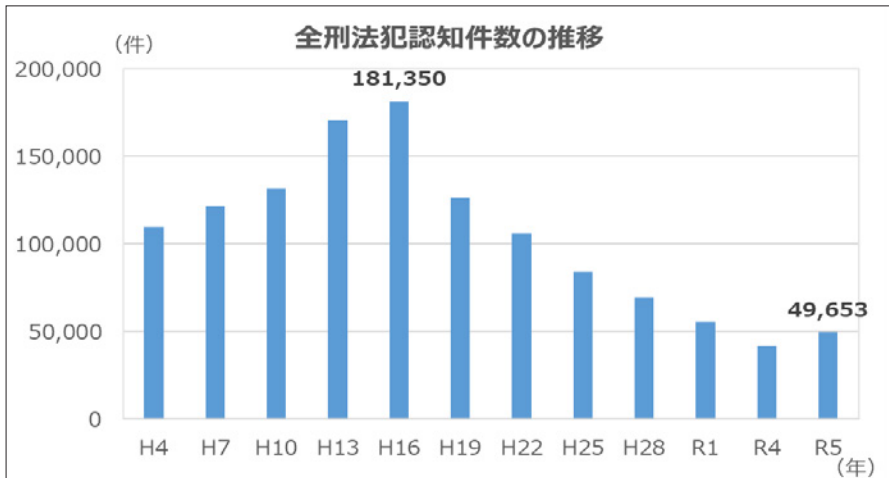
■ 埼玉県の犯罪情勢	1
■ 防犯のまちづくり	3
● 住んでいるまちを防犯の視点から見直そう	3
● 生活ルールを守る「地域の力」が防犯につながります	4
● さまざまな防犯活動	5
● 防犯パトロールのポイント	7
■ 身近な犯罪被害防止対策	13
● 自転車盗・オートバイ盗	13
● 自動車盗・車上ねらい・部品ねらい	15
● ひったくり	17
● 住宅対象侵入窃盗	19
● 特殊詐欺（オレオレ詐欺、還付金詐欺等）	23
● サイバー犯罪	29
■ 子供を狙った不審者対策	31
■ 女性を狙った犯罪対策	33
● 性犯罪・痴漢・盗撮	33
● ストーカー・DV（配偶者等からの暴力）	35
■ 安全・安心のための取組み	39
● 防犯情報の発信	39
● 防犯に関する県政出前講座	41
■ 相談窓口	43



埼玉県の犯罪情勢

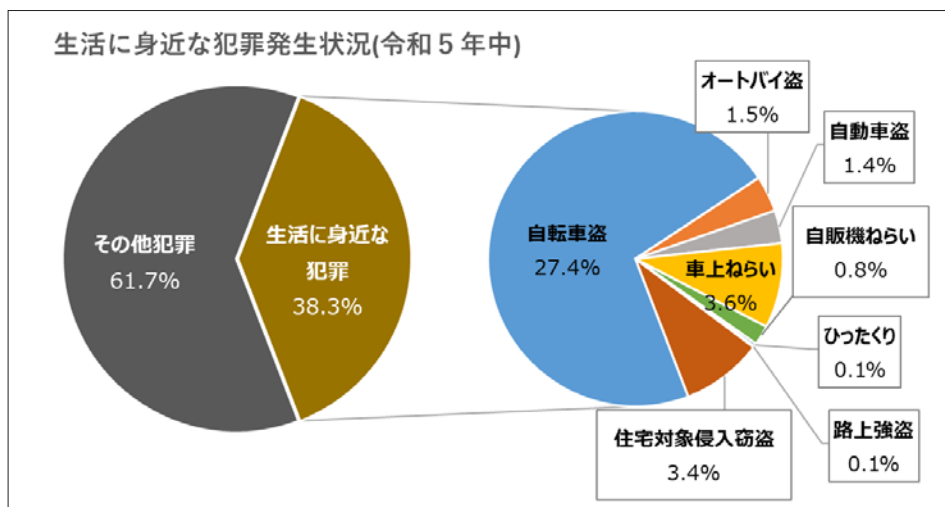
本県における刑法犯認知件数は、平成以降の推移を見ると年々増加し、平成16年には戦後最多となる18万1,350件に達しました。しかし、県民、事業者、市町村及び県の連携・協力により防犯のまちづくりに関する様々な取組を推進した結果、その後は減少に転じ、令和5年には49,653件と、平成16年に比べて72.6%減少しました。

令和5年の人口千人当たりの刑法犯認知件数については、最も認知件数が多かった平成16年と比較して、全ての市町村で減少しています。



しかし、刑法犯認知件数のうちの約4割が、住宅対象侵入窃盗や自転車盗などの生活に身近な犯罪*です。その発生状況を見ると、施錠していない玄関や窓からの住宅内への侵入や、施錠していない自転車の盗難など、住民の意識次第で被害を減らせる場合も多く、防犯意識の浸透がまだまだ十分とは言えない状況です。

今後、さらに犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めていくためには、一人一人が積極的に防犯対策を講じることが大切です。



* 本ハンドブックでは、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、自販機ねらい、ひったくり、路上強盗、住宅対象侵入窃盗を指します。

防犯のまちづくり

住んでいるまちを防犯の視点から見直そう

住み慣れたまちでも、「防犯」の視点は普段あまり意識されていないものです。住んでいるまちを防犯の視点から見直してみませんか。

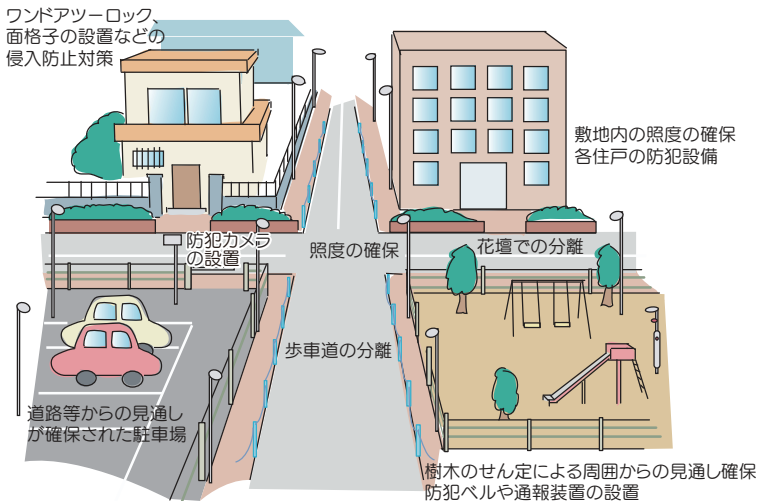
「街灯が暗くなっている」、「樹木・雑草が生い茂っている」、「柵のない空き地がある」など、思わぬところが危険な場所に変わってしまっていることはありませんか。

危険箇所をチェックし、なくしていくように努めましょう。

気をつけたいチェックポイント

- 暗い場所はないか
- 見通しの悪い場所はないか
- 必要に応じた防犯カメラ等の設置はあるか
- 管理されていない空き地や空き家はないか

<防犯のまちづくりの例>



生活ルールを守る「地域の力」が防犯につながります

犯罪者は、例えばゴミ出しの決まりが守られていない地域、落書きや放置自転車の多い地域などを狙うと言われています。生活上のルールが守られていない地域は、住民同士の連携が弱い、スキの多い地域と見られるからです。

こうした心理を逆手にとり、次に挙げるような地域ぐるみで「きちんと」見せる取組をすることで、犯罪者を寄せつけない地域をつくることができます。

- あいさつ運動
- 清掃活動
- 除草、樹木のせん定
- 花いっぱい運動
- 放置自転車、違法駐車防止運動
- 夜間の門灯一斉点灯
- 防犯ステッカーの一斉掲示

ご近所づきあいを大切に、防犯の輪を広げていきましょう。



さまざまな防犯活動

わがまち防犯隊

「わがまち防犯隊」とは、県内で活動する自主防犯活動団体の愛称です。構成員5名以上で、平均して月に1回以上のパトロールや子供の見守りなどの防犯活動をしている団体です。

青色防犯パトロール

青色防犯パトロール（通称：青パト）とは、青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールです。視認性が高く、よく目立つため「見せる防犯」としての抑止効果が期待できます。また、天候に左右されずに広範囲のパトロールが可能で、活動のバリエーションも広がります。



青パト活動を行うためには、警察本部長からの証明を受け、運輸支局等で必要な手続を行います。お近くの警察署にご相談ください。

装備品の提供や車両点検など、青パト活動への支援も 青パト紹介HP あります。詳しくは県ホームページをご覧ください。



事業者との連携による防犯活動

県と県警察では、県内で活動する事業者と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、不審者を発見した場合の通報、防犯ステッカーの貼付、地域のセーフティステーションとしての役割などにご協力をいただいています。

防犯ステッカー



車両用



バイク用



事務所・店舗用

学生による防犯活動

防犯パトロールの実施や街頭キャンペーンへの参加など、地域の安全・安心に貢献する学生の活動を県ホームページで紹介しています。

県では、大学生（短期大学・専門学校含む）の防犯ボランティアの活動立ち上げに対して次のような支援をしています。

●防犯ボランティア用品の提供

活動の際に着用するベスト・帽子等を提供しています。

●防犯パトロール研修の実施

防犯パトロールの方法や県による支援内容の説明のほか、防犯ボランティアに対する不安・疑問点の相談をお受けします。

●その他

県・県警察が主催する防犯に関するイベント情報の提供や、地元団体・自治会・PTA等との合同パトロールの仲介を行います。

防犯サポーター

防犯サポーターとは、ランニングや犬の散歩などの運動習慣を利用して「見せる防犯」活動を行うボランティアです。個人で活動でき、地域の見守りの目をさらに細かい網の目にするにより、高い犯罪抑止効果が期待できます。

防犯パトロールのポイント

防犯パトロールは、防犯活動の代表的な取組です。ここでは、わがまち防犯隊による防犯パトロールのポイントを紹介します。

準備するもの

- そろいの防犯ベスト、防犯キャップ、合図灯、懐中電灯、タスキ等…活動を目立たせることで犯罪抑止、事故防止につながります。
- スマートフォン・携帯電話…110番通報、緊急連絡用に活用できます。
- メモ帳、筆記用具…危険箇所や気になったことの記録ができます。その他、拡声器や拍子木、ホイッスルや防犯ブザーも役立ちます。※木刀、さすまた等の護身用具の携帯は法律に抵触する恐れがあるので、携行しないでください。

パトロール時の着目点

危険な場所のキーワード…入りやすい+見えにくい

犯罪が発生しそうな危険箇所をチェックしながらパトロールしましょう。一般的に犯罪が起りやすい場所は、誰でも出入りが可能な「入りやすい（領域性が低い）場所」と、外部から「見えにくい（監視性が低い）場所」と言われています。



※ 駅周辺の人通りの少ない場所や管理されていない空き家、照明のない駐車場なども犯罪が起りやすい危険な場所となります。

効果的なパトロール

- 気になったことはメモを取りましょう。
 - ・不審者や不審車両は時間、場所、服装、ナンバー等を記録します。
 - ・落書きや不法投棄、危険箇所も記録しましょう。
- パトロール日誌を作成しましょう。
 - ・注意事項等を引き継ぐことで効果的なパトロールができます。
 - ・警察や関係機関と情報交換する際の資料として有効です。
- すれ違った人にあいさつをしましょう。
 - ・犯人は声をかけられることを嫌がります。
 - ・地域住民や店舗など、積極的にあいさつすることで、地域内に「つながり」が生まれ、安心感が広がります。
- 地域安全マップを作成しましょう。
 - ・「地域安全マップ」とは、パトロールをした後の情報整理として、危険箇所を地図に明記したものです。
 - ・地域で情報共有することで、地域の防犯力の向上につながります。

泥棒が犯行を諦めた理由

声をかけられた、ジロジロ見られた(63%)

補助鍵がついていた(34%)

セキュリティシステムが
ついていた(31%)

犬を飼っていた(31%)

出典:(財)都市防犯研究センター

パトロールで注意すること

- パトロールは「犯人を捕まえること」が目的ではありません。事件や不審者を見かけたら、自分の身の安全を確保してから110番通報をしましょう。
- 防犯パトロールは地域の人々から注目されています。模範となるような行動を心がけ、交通ルールを守り、事故にあわない・起こさないようにしましょう。
- 他人のプライバシーを尊重し、みだりに干渉しないよう注意してください。活動を通じて他人の個人情報等を知り得たときは、不用意に漏らさないようにしてください。

その他パトロールに関すること

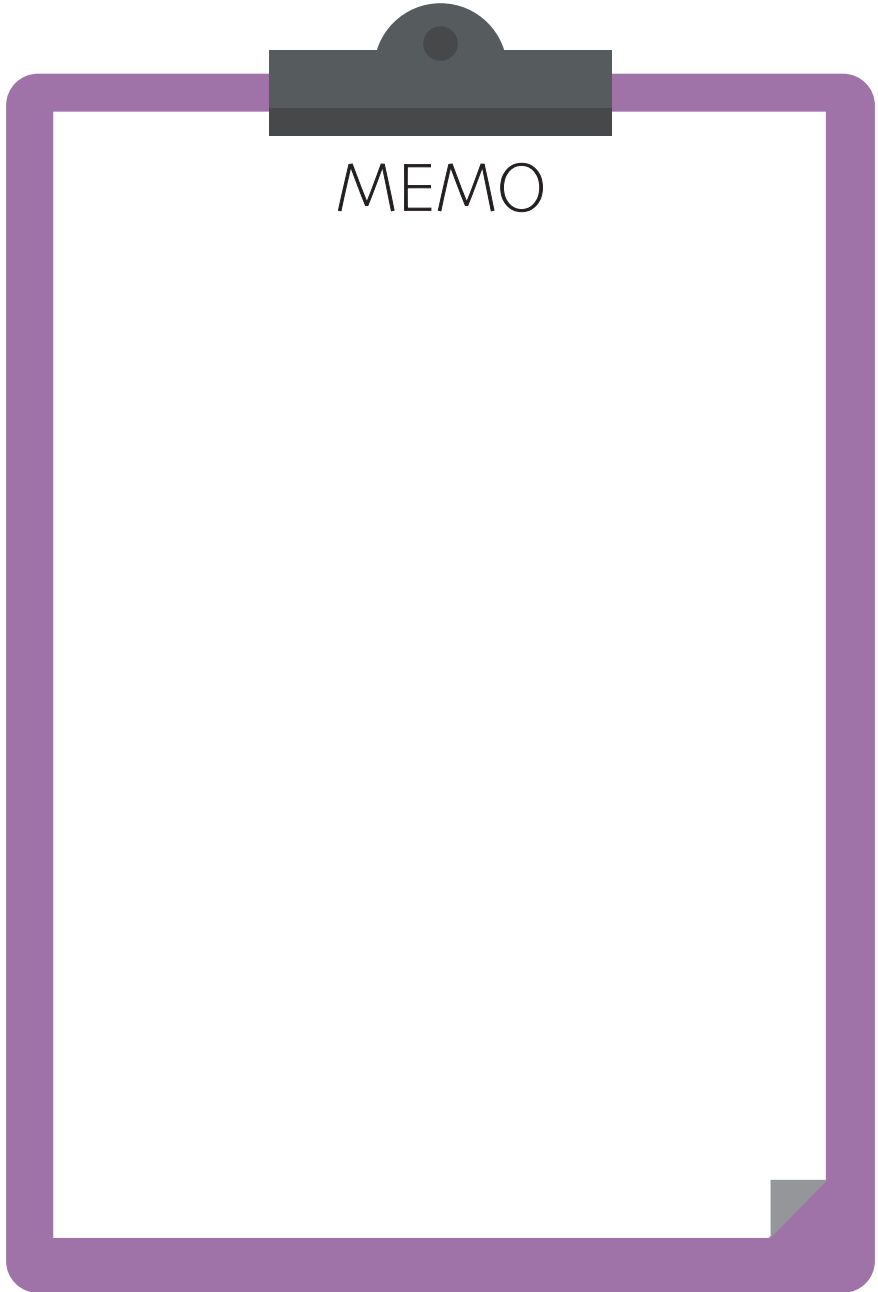
- 迷子や徘徊高齢者を発見したら、一時的に保護して、警察に通報しましょう。
- 街灯・防犯灯が故障していたら、管理者に連絡しましょう。

日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
天候	〇〇
参加者	〇〇人（責任者△△）
場所	1コース 〇〇町内会館～〇〇公園～〇〇小学校～〇〇町内会館 （〇〇人リーダー△△） 2コース 〇〇町内会館～〇〇団地～〇〇商店街～〇〇町内会館 （〇〇人リーダー□□）
内容	声かけ、危険箇所の点検、拡声器による広報の実施
パトロールの結果	・不審者、不審車両なし ・〇〇に設置されている街灯の電球が切れていた。要修理依頼 ・△△に放置自転車を発見。警察に連絡済
記入者	〇〇
備考	

パトロール日誌の例



複数人でいきましょう



110番通報のポイント

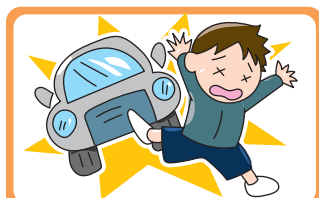
事件、事故、不審者等を見かけたら、110番通報してください。警察官から次のような質問がありますので、慌てず落ち着いて、はっきりお話しください。

なお、110番通報する際は、不審者などから離れ、身の安全を確保した上で行ってください。

①事件ですか、事故ですか？

「不審者があります」、「交通事故です」など簡単にお話しください。

不審者目撃の場合は、具体的な行動を教えてください。



①事件ですか？事故ですか？

②それはいつですか？

「今から〇分くらい前」、「〇時△分頃」など、事件や事故の発生がいつ頃なのかお話しください。



②それはいつですか？

③場所はどこですか？

市町村名、番地、目印、電柱番号など、事件や事故が発生している場所を教えてください。番地が分からなければ、現場から見える目標物などを教えてください。



③場所はどこですか？

④犯人を見ましたか？

犯人の人数、年齢、身長、服装、凶器の有無、逃げた方向や乗り物など犯人に関することを、警察官の指示に従ってお話してください。



⑤現場はどうなっていますか？

ケガ人の有無、被害の状況などを、警察官の指示に従ってお話してください。



⑥あなたのことを教えてください

あなたのお名前、ご住所、ご自宅の電話番号又は使っている携帯電話番号を教えてください。



- 犯人の特徴など、不明な場合は「分かりません」と教えてください。
- 110番は緊急時専用の電話です。緊急以外のご連絡は、最寄りの警察署や交番、または県警察の相談ダイヤル# 9110（ダイヤル回線：048-822-9110）までご連絡ください。



身近な犯罪被害防止対策

自転車盗・オートバイ盗

主な手口や特徴

- 刑法犯認知件数のうち、約3割が自転車盗です。
- 盗まれた自転車の約6割が無施錠です。
- 盗まれたオートバイの約3割は、鍵を差したまま車両を離れた際に被害にあっています。
- 自転車盗の約4割、オートバイ盗の約7割が戸建・集合住宅敷地内で発生しています。
- 「ちょっとそこまで借りるだけ」といった単純な動機から安易に行われやすい犯罪です。

被害を防ぐためには

- **自宅に駐輪する時も必ず施錠** しましょう。
- コンビニでの買い物など、わずかな時間でも必ず施錠しましょう。
- オートバイはハンドルロックをしっかりかけましょう。
- 施錠する時はツーロックにするとより効果的です。
- 明るく見通しが良い、管理人がいる、防犯カメラやセンサーライト等の防犯機器が整備されているなど、管理の行き届いた駐輪場を選びましょう。

- 自転車を所有した時は必ず防犯登録を、オートバイを所有した時は二輪車防犯登録をしましょう。

防犯登録は、盗難被害にあった時の早期発見、発見された場合の返還等に活用されます。



- ※ 放置自転車などが多い地域は、犯罪者に目をつけられやすい地域でもあります。
- ※ 防犯登録は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」により義務付けられています。
- ※ 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者は盗難防止のための施錠に努めることになっています。また、自転車保険の加入義務があります。

自動車盗・車上ねらい・部品ねらい

主な手口や特徴

- 自動車盗では、「リレーアタック」と呼ばれるスマートキーの電波を特殊な機器で中継（リレー）し、車を開錠・エンジンをかけて盗む手口や、「CAN インベーター」と呼ばれる車の配線を経由して車両のシステムに侵入して盗む手口が発生しています。
- 車上ねらいでは、車の窓ガラスや鍵穴を破壊する手口などがあります。
- 座席に上着、カバンなどが外から見える位置にあると、金目のものがあると思われ、車上ねらいの被害にあいやすくなります。
- 部品ねらいでは、車やオートバイのナンバープレート、電動アシスト自転車のバッテリーなどの部品を盗まれる被害が発生しています。

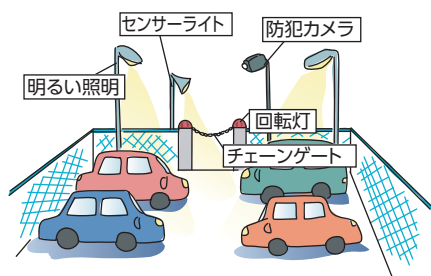


被害を防ぐためには

- 「管理人がいる」、「明るく周囲からの見通しが良い」、「防犯カメラやセンサーライト等の防犯機器が整備されている」など、管理の行き届いた駐車場を選びましょう。
- 車から離れる時は必ずエンジンキーを抜き、窓は完全に閉め、確実に施錠をしましょう。
- 「CAN インベーター」対策として、車両左側をなるべく壁に寄せて駐車しましょう。

- リレーアタックの対策として、スマートキーからの電波を遮断するため、スマートキーの節電モードの使用や、スマートキーを金属の容器で保管しましょう。
- イモビライザー*、GPS 追跡装置、防犯アラーム、ハンドルロック・タイヤロックなど防犯機器の装備をつけましょう。
- 幼稚園の送迎時など、たとえ短い時間でも車から離れる時は、必ず施錠し、車内に荷物を置いたままにしないようにしましょう。
- 貴重品は、必ず身に付けて行動するようにしましょう。
- 自転車やバイクのかごに荷物を置いたままにしたり、トラック等の荷台に工具等を置いたままにしたりしないようにしましょう。
- ナンバープレートの取り付けには、盗難防止用のネジ・ナットを活用し、電動アシスト自転車のバッテリーは取り外して屋内に保管したり、ワイヤー錠で二重ロックしましょう。
- 複数の対策をとるとより効果的です。

※ 違法駐車が多い地域は、犯罪者に目をつけられやすくなる上、目隠しとなって犯罪を誘発します。



*イモビライザー

エンジンキーに埋め込まれているトランスポンダー（送信機）のIDコードと車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しないと、電気的にエンジンが始動しないシステム。

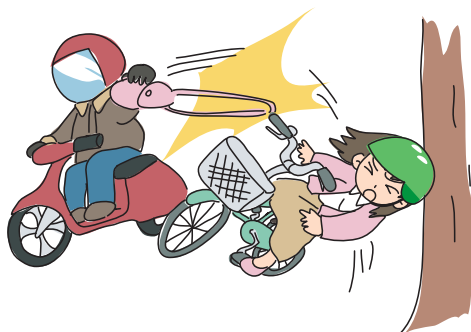
ひったくり

主な手口や特徴

- オートバイや自転車に乗った犯人が、追い抜きながらバッグをひたたくって逃走する手口が発生しています。
- 金融機関から出てきた人の後をつけて狙う例もあります。
- ひったくりの被害者の8割以上が女性です。

被害を防ぐためには

- 自転車のかごにはひったくり防止カバーを正しく取り付けましょう。
- 自転車のハンドルにバッグの持ち手をかけると、ひたたくられた時に転倒してケガをすることにもなりかねないので、やめましょう。



ひったくり防止カバーを装着

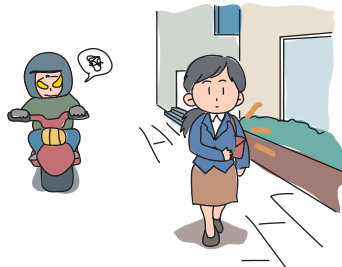
※「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者はひったくり防止カバーの装着に努めることになっています。

- バッグは常に車道と反対側に持つ習慣をつけましょう。

✕ 狙われやすい例



○ 狙われにくい例



- 防犯ブザーを持ち歩き、見えやすいところにつけましょう。
- 人通りの多い明るい道を歩きましょう。
人通りの少ない道や深夜・早朝など、人目がなくなる場所や時間帯は、特に注意が必要です。
- 金融機関や ATM の帰り道は注意しましょう。
犯人は近くで様子を見ている場合があります。
- 多額の現金を持ち歩く必要がある場合は、複数人で行動したり、自動車を利用しましょう。
- 音楽を聴きながらやスマートフォン・携帯電話を操作しながらの歩行は、周囲への注意力が散漫になるのでやめましょう。



住宅対象侵入窃盗

主な手口や特徴

- 主な手口は、「空き巣」、「忍込み」、「居空き」です。
 - ・ 空き巣…家人が不在の住宅に侵入する
 - ・ 忍込み…家人が就寝した頃を見計らって侵入する
 - ・ 居空き…家人が在宅中、昼寝や食事をしている際に侵入する
- 住宅対象侵入窃盗のうち6割以上が空き巣です。
- 約6割が窓からの侵入です。
- 施錠していない玄関や窓からの侵入が約3割です。
- 現金のほか、貴金属やパソコンなどの換金可能なもの、健康保険証やパスポートなども狙われます。
- 被害にあうと、大切な財産を失うだけでなく、精神的にも「見知らぬ者が自宅に侵入した」という大きなショックを受けることになります。

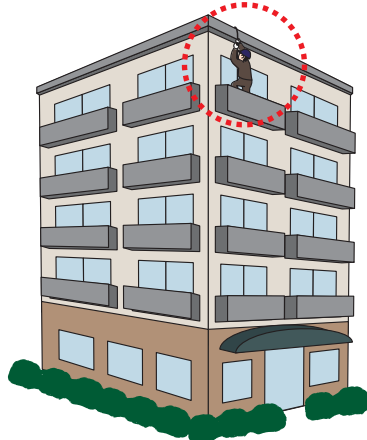


～狙われやすい住宅・環境～

- ①道路から見えにくい位置に出入り口や窓がある。
- ②高い塀や植木などにより道路からの死角が多い。
- ③公園や駐車場など、誰もが自由に入出入りできる場所に面している。
- ④道路と敷地に仕切りがなく、容易に敷地内に入れる。
- ⑤住宅のベランダが、塀などから近く、2階に容易に上がれる。
- ⑥敷地内に2階への足場となる脚立などが見える場所に置かれている。
- ⑦ご近所づきあいがない。
- ⑧夜間になっても洗濯物が干したままで不在だと分かる状況にある。



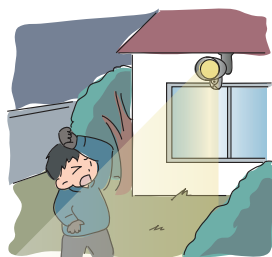
上層階でも注意を！



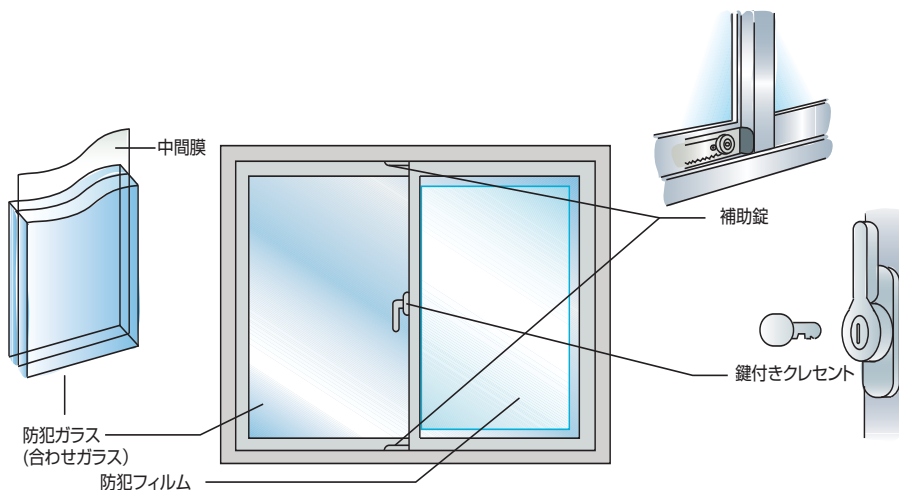
被害を防ぐためには

①侵入を防ぐために

- 在宅時・不在時を問わず、ドアや窓の鍵をきちんとかけましょう。
- ゴミ出しなどのわずかな時間でも鍵をかけましょう。
- ひとつのドアや窓に補助錠など鍵をふたつ以上取り付けましょう。(ワンドア・ツーロック)
- 窓は、防犯ガラスにするか、防犯フィルムを貼り付けたり、頑丈な面格子を取り付けたりしましょう。
- 防犯カメラ、防犯アラーム、センサーライト等を利用しましょう。
- エアコンの室外機など侵入の足がかりとなる部分には、フラワーポットを置くなどの工夫をしましょう。



センサーライト



- 家の周囲の整理整頓に努め、侵入の足がかりとなるもの（空き箱など）を放置しないようにしましょう。
- 庭に防犯砂利を敷くと、歩くたびに音が出るので、防犯に効果的です。

②留守と分からないようにするために

- 外出時は、明かりをつけておくか、電源タイマーを利用しましょう。
- 旅行などの時は、新聞や郵便物を止めてもらいましょう。

③周囲からの見通しの改善を

- 泥棒が身を隠せないよう、塀や植栽などは見通しがきくように工夫しましょう。

④貴重品の保管に工夫を

- 多額の現金を家に置かないようにしましょう。
- 通帳や貴金属などだけでなく、マイナンバーカード、パスポートや健康保険証なども保管場所を工夫しましょう。

⑤近隣との連携を

- ご近所同士、あいさつをしましょう。
- 旅行などの時は、ご近所に声をかけて出かけましょう。



特殊詐欺（オレオレ詐欺、還付金詐欺等）

特殊詐欺とは、犯人が電話等の通信手段を使い、親族や公的機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させたりする犯罪の総称です。

主な手口や特徴

特殊詐欺は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗の10種類に分類されます。

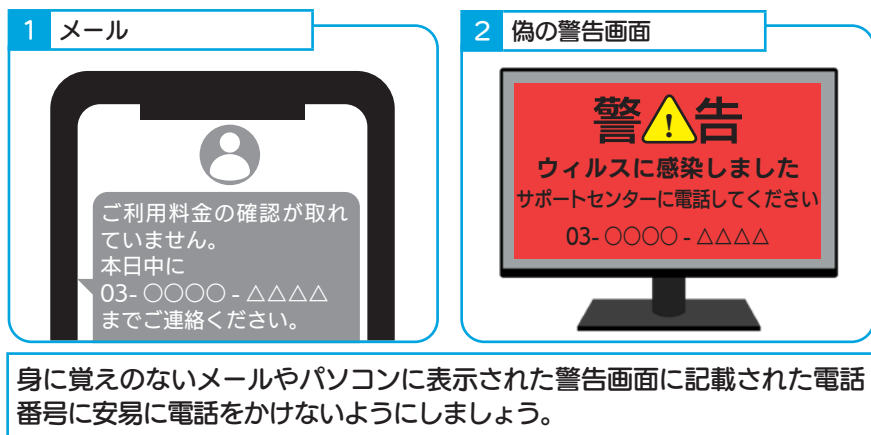
代表的な手口は次のとおりです。

- 「オレオレ詐欺」
親族を装い、「カバンを置き忘れた、小切手が入っていた、お金が必要だ」などの名目で、金銭等をだまし取るもの。
- 「預貯金詐欺」
警察官、金融機関職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取るもの。
- 「還付金詐欺」
自治体職員等を装い、医療費、保険料、税金等について「還付金があるので手続きして下さい、今ならATMで手続きできる」などの名目で、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させるもの。

● 「架空料金請求詐欺」

通信事業者、サイト事業者等を装い、メール等で「有料サイトの利用料金が未納です」などと送信して金銭等をだまし取るほか、パソコンでインターネットを閲覧中に、突然ウイルス感染したかのような偽の警告画面を表示させ、問題を解決するためのサポート名目で金銭等をだまし取るもの。

■ メールやパソコンの警告画面の例



● 「キャッシュカード詐欺盗」

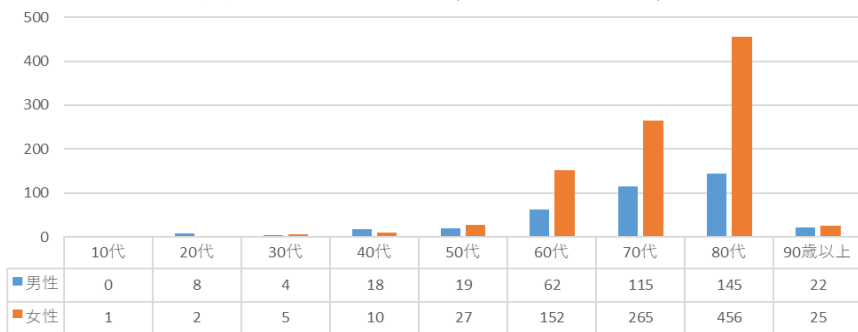
警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などの名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る。

～ご注意ください！～

- 被害にあった人の9割以上が「自分はだまされない」と思っていました。
- 被害者の9割以上が65歳以上で、そのうちの約8割が女性です。
- 電話で「お金」に関する話が出たら、詐欺を警戒しましょう。

* 平成30年に警察庁がオレオレ詐欺の被害者に実施した調査による。

特殊詐欺の年代別被害状況（令和5年 暫定値）



被害を防ぐためには

- 日頃から家族と特殊詐欺について話し合い、お互いに気軽に相談できる環境を作りましょう。
- 他人には絶対に現金やキャッシュカードを渡さないようにしましょう。
- 特殊詐欺被害の9割は、犯人からの「電話」に出たことがきっかけです。次に挙げる「**犯人からの電話に出ない**」対策が最も有効です。

在宅時でも留守番電話を設定

犯人は自分の声が証拠として残ることを避けるため、何も話さずに電話を切ります。

在宅中も自宅の固定電話を留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出ることで、犯人からの電話に出ることなく、被害を防ぐことができます。

ナンバーディスプレイの活用

知っている番号に安心して出られます。非通知の番号や知らない番号には出ないようにしましょう。

防犯機能付き電話などの対策機器の設置

自動通話録音機能や着信前に警告メッセージを流す機能を持った電話機や、後から電話機に取り付ける装置などがあります。

県ホームページでは、留守番電話のメッセージ音声や対策機器を紹介しています。また、対策機器を実際に体験できる「特殊詐欺被害防止ワークショップ」もご活用ください。(41 ページで紹介しています)



特殊詐欺対策HP



～子供を特殊詐欺に加担させないために～

「荷物を受け取るだけの簡単なバイトだよ」などと SNS 等によるアルバイト募集の甘い言葉に乗り、少年が安易に「受け子*」として特殊詐欺に加担してしまう事例が発生しています。

日頃から家族で特殊詐欺について話し合い、軽はずみな行為が重大な犯罪につながることを伝え、規範意識の向上を図りましょう。

* 受け子とは、息子や孫、警察官や金融機関職員を装い、被害者の自宅などへ行き、現金やキャッシュカードをだまし取る犯人のことを言います。

こんな言葉は詐欺を疑って！

- こんな言葉でお金を要求されたら、必ず家族に確認・相談するか、110番又は最寄りの警察署に相談してください。

【オレオレ詐欺（子供・孫になりすます手口）】

- 会社の書類（小切手）が入ったカバンをなくした／会社の書類を間違って送った／お金が必要だ
- 会社の金を使いこんだ／株の投資で失敗した
- 不倫して女性を妊娠させた／痴漢で捕まった／交通事故を起こした／示談金が必要だ
- お金を（会社の同僚・上司、弁護士）が取りに行く／お金はすぐ返す

電話の相手が家族の名前を名乗っても、お金の話が出たら、一度電話を切り、必ずいつも使用している電話番号にかけ直して、本人に事実の確認をしましょう。

【預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗（キャッシュカードを狙う手口）】

- 〇〇警察です／銀行協会です／〇〇銀行です／〇〇百貨店です
- 個人情報が出ています
- あなたの〇〇座が不正利用されている／カードが偽造されている／あなた名義のクレジットカードで買い物をした人がいる
- 預貯金保護のため〇〇座を停止する／暗証番号を教えてください／キャッシュカードを新しくする必要がある／カードを預かる

警察官や銀行協会等の職員が、暗証番号を聞いたり、キャッシュカードを預かるために訪問したりすることは絶対にありません。

【架空料金請求詐欺（電子メールやハガキ等で金品を要求する手口）】

- 有料サイトの未納料金があります（SMS）
- 警告ウイルス感染（パソコンポップアップ画面）
- 総合消費料金未納分訴訟最終通知書（ハガキ）
- 法的措置に移行します／差押えをします
- 遠隔でサポートします／セキュリティソフトをインストールします
- 電子マネー（プリペイドカード）を購入し、ID 番号を教えてください
- 株・社債購入権（老人ホーム入居権）を譲ってください／名義貸しは犯罪

発信元に心当たりのない不審なメールを受け取った場合やパソコンに警告画面が出た場合は、詐欺を疑い警察に相談しましょう。

【還付金詐欺（ATM で振込みをさせる手口）】

- 市役所です／○○税務署です
- 医療費（保険料・税金）の過払い金（払い戻し）があります／手続は今日までです
- 駅前・コンビニ・スーパーの ATM で受取手続きができます
- 医療制度が変わったので、還付金が受け取れません



自治体や税務署等の職員が、医療費や税金の払い戻し手続のため、ATMの操作を依頼することは絶対にありません。

【融資保証金詐欺】

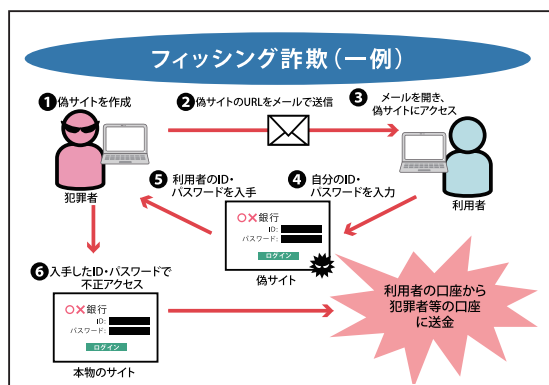
- （融資を受ける際）保証金として〇万円振り込んでください

サイバー犯罪

サイバー犯罪とは、コンピューター技術や電気通信技術を悪用した犯罪です。

～サイバー犯罪の具体例～

銀行やクレジットカード会社等を装った電子メール・SMS（ショートメッセージサービス）を送付するなどして、偽のホームページに誘導し、クレジットカード番号や銀行口座の情報、ID、パスワード等を入力させて盗むフィッシング詐欺が増えています。



情報がとられると、本人に成りすましてクレジットカード情報を勝手に使われたり、不正アクセス被害などにあう恐れがあります。

SNSには要注意！

SNS*を利用して、犯罪に巻き込まれることがあります。犯罪被害にあわないために、

- ・ SNSには個人情報がかかるような投稿をしない
- ・ SNSに写真を投稿する場合は、写真の背景等にも気をつける
- ・ SNS上で知り合った相手と二人だけで会わない

といった対策をとりましょう。

友人同士のコミュニケーションを目的としていても、不特定多数の人が閲覧できる状態になっていることを念頭において利用しましょう。

* SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、メッセージや画像の投稿など、情報発信や利用者同士の交流ができる会員制Webサービスのことです。

被害を防ぐためには

- 他人が簡単に推測できるようなパスワード設定はやめましょう。
- パスワードはサービスごとに異なるものを使用しましょう。
- クレジットカードは3Dセキュア（本人認証サービス）を導入しているカード会社を選びましょう。
- 各種サービスのログインには、秘密の質問、ワンタイムパスワード等の二段階認証を積極的に活用しましょう。
- OS やアプリはアップデートし、最新の状態を保ちましょう。
- ウイルス対策ソフト・アプリを導入しましょう。

～怪しいメールなどの特徴・注意点～

フィッシングメール

- メールや SMS に添付されたファイルや URL は開かない。
- 事前に公式ホームページをブックマーク登録、または公式アプリをダウンロードしておき、ブックマークやアプリからアクセスする。

通販サイト

- 通信が暗号化されていない（アドレスバーの鍵マークがない等）。
- ドメイン末尾が見慣れないもの。
- 店舗紹介と販売商品が矛盾しているなど、種類が雑多で不自然。
- 他の通販サイトと比べ商品の価格が極端に安い又は割引率が高い。
- 会社情報に名称、代表者、所在地、電話番号等の記載がない。
- 支払方法の説明と実際の決済画面とで対応可能な支払方法が違う。
- 振込先口座が個人名。

スマートフォンアプリ

- インストール時にアプリに関係ない「アクセス許可」を求める。
- 公式アプリストアにないアプリ。

子供を狙った不審者対策

県内では子供に対する声かけ事案が連日のように発生しています。

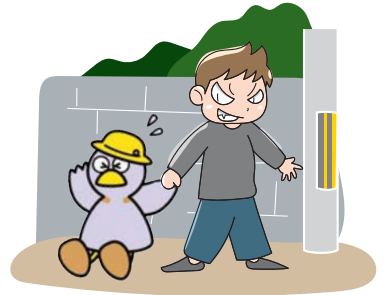
子供に対する声かけ事案とは、18歳以下の者に対して「声をかける」、「手を引く」、「後をつける」などの行為をいい、その行為自体は犯罪行為に至りませんが、犯罪の前兆と捉えられるものです。

主な手口や特徴

- 「欲しいものを買ってあげる」など、金品で誘う。
- 「〇〇はどこにある？」など、道間きを装う。
- 車両や徒歩で後をつけたり、追いかけたりする。
- デジタルカメラや携帯電話、スマートフォンで容姿を撮影する。

～事案の傾向～

- 被害者の7割以上が小中学生です。
- 被害者の6割以上が女の子です。
- 4割以上が15時から17時の下校時間帯に発生しています。
- 路上における発生が7割以上を占めています。
- 被害の6割以上が子供が一人にいる時に発生しています。



被害を防ぐためには

- 防犯ブザーをすぐに使える状態で持ち歩く。
- ひとりている時は、人通りが多い道やお店がある道を歩く。

- 道を尋ねられても不用意に近づかず、家族以外の車には絶対に乗らない。
- 商業施設のトイレや屋外の公共トイレを子供に使用させる時は、大人が安全を確認してから使用させる。
- マンションなどのエレベーターに乗る時は、「周囲に不審者がいないか確認する」、「知らない人とはなるべく二人では乗らない」、「非常ベルをすぐに押せる位置に立つ」ようにする。
- ひとりで留守番をする時は、玄関や窓の鍵を必ずかけ、大人がいないことを知らない人に言わない。

子供を守る4つの約束

- ①ひとりにならない
- ②知らない人についていかない*
- ③大きな声で助けを呼ぶ
- ④出かける時は「誰と・どこで・何時まで」出かけるのかを家族に伝える

*たとえ知っている人でも、家族に黙ってついていかないようにする

「いざ」という時にとっさに対応できるよう、子供に繰り返し指導しましょう。

埼玉県警察公式 YouTube 動画



歌「4つのやくそく」



いちなると楽しく学ぼう4つの約束



女性を狙った犯罪対策

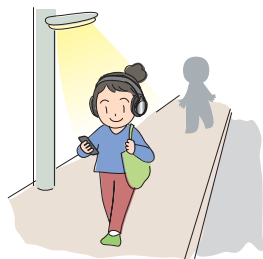
性犯罪・痴漢・盗撮

路上や住宅での性犯罪被害や電車内での痴漢被害、階段やエスカレーターでの盗撮被害など、身近な日常生活の中で被害が発生しています。

被害を防ぐためには

路上では

- スマートフォンや携帯電話の操作、音楽を聞きながら歩く「ながら歩き」はやめましょう。
- 夜間は人通りの多い、明るい道を通りましょう。時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- 階段やエスカレーターでは、後ろを確認し、バッグなどでスカートを押さえて盗撮されないようにガードしましょう。
- 深夜の独り歩きは避け、タクシー等を利用しましょう。
- 防犯ブザーを外から見えやすく、すぐに使えるところにつけましょう。
- 見知らぬ人から声をかけられたら、相手と距離をとりましょう。



自宅では

- 在宅中も玄関の戸締りをしておきましょう。
- 就寝前は、ドアや窓は完全に施錠しましょう。
- 玄関ドアの鍵や車両の鍵を開けた瞬間に、後ろから室内や車内に押し込まれる事案も発生しています。玄関ドアや車両の鍵を開ける前に、不審者がいないか周囲を確認しましょう。
- 宅配便や点検等を装って、室内に入り込まれる事案が発生しています。来訪者の対応は、インターホンやドアチェーン等を活用し、用件や身分を確認しましょう。



電車では

- 痴漢被害にあったら、犯人をにらむ、声を出す、手をはらうなど、「イヤ」という意思表示をしましょう。
- 110番通報、駅員を呼ぶ、周囲の協力を求めるなどして複数人で対応するようにしましょう。

痴漢が発生しやすい混み合う電車のドア付近



埼玉県警察
「てっけいまなびタイム」



ストーカー・DV（配偶者等からの暴力）

～ストーカーとは～

恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する恨みの感情から、相手やその家族につきまとうなどして不安を与え、生活の安全と平穏を書し、エスカレートすると、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性が高い行為のことです。

ストーカー規制法では、次のような行為を繰り返し行うことを規制しています。

①つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ・うろつき、②監視していると告げる、③面会、交際等の要求、④著しく粗野・乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話・文書・FAX・電子メール・SNS メッセージの送付、⑥汚物等の送付、⑦名誉を傷つける行為、⑧性的羞恥心の侵害、⑨相手の承諾を得ずにGPS 機器等の位置情報を取得する、⑩相手の承諾を得ずに相手の持ち物にGPS 機器等を取り付ける

被害にあってしまったら

ストーカー被害は、自分だけで解決できる問題ではありません。一人で悩まず、警察をはじめ、信頼できる人に相談しましょう。

警察では被害防止のためのアドバイスや、行為者に対して警告や検挙等の対応をとることができます。

被害が深刻になる前に、迷わず最寄りの警察署に相談してください。



～DVとは～

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や同居する恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことです。被害者、加害者は性別を問いません。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力があります。

DV被害にあってしまったら

DV被害の相談は、配偶者暴力相談支援センター、最寄りの市町村DV相談窓口、または警察署に相談してください。

加害者を引き離してほしい時は

被害者の申立てにより、地方裁判所が加害者に対して「保護命令*」を発令することができます。申立てについては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターや警察署に相談してください。

※令和6年4月1日から、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大しています。

◆被害者への接近禁止命令（1年間）

●4つの命令

被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

- 被害者への電話等禁止命令（1年間）
- 被害者の子への接近禁止命令（1年間）
- 被害者の子への電話等禁止命令（1年間）
- 被害者の親族等への接近禁止命令（1年間）

◆退去等命令 2か月間

ただし、住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は申立てにより6か月間

保護命令には要件があります。主な要件は次のとおりです。

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命 / 身体に対する脅迫
or
自由 / 名誉 / 財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命 / 身体に対する脅迫
or
自由 / 名誉 / 財産に対する脅迫

により

生命 / 心身に対する
重大な危害[※]を
受けるおそれ大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命 / 身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
を受けること

により

生命 / 身体に対する
重大な危害[※]を
受けるおそれ大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

被害を防ぐためには

- 公共料金明細書などは細断して廃棄するなど、自分の個人情報の管理を徹底しましょう。また、スマートフォン等を他人に操作させないようにしましょう。
- 防犯ブザーをすぐに使える状態で持ち歩きましょう。
- 被害を受けたら、「いつ、どこで、どんな被害を受けたか」を記録しておきましょう。
- 相手からの申し出に対しては、断固拒否しましょう。
- 避難場所は親しい人にも絶対に伝えてはいけません。
- 必要に応じて一時保護施設を利用し、安全な場所で生活することができます。配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村などに相談しましょう。(44 ページに相談窓口を掲載しています)





安全・安心のための取組み

防犯情報の発信

地域で発生した事件情報の確認や便利な防犯ツールをご利用ください。

埼玉県公式LINE

県内のニュースやイベント情報、暮らしに役立つ話題などを発信しています。

友達追加はこちらから



LINE ID

@bfo2713i



※ 本サービスは予告なく変更となる場合があります。

埼玉県警察の防犯情報ツール

不審者情報や重要事件の情報をタイムリーに発信しています。

● 埼玉県警察メールマガジン「犯罪情報官 NEWS」

スマートフォンや携帯電話のメールアドレス宛てに事件情報を届けます。情報種別、市区町村別に受け取ることができます。

● Yahoo！防災速報

「Yahoo！防災速報」のアプリで「犯罪情報官 NEWS」の情報に加えて地図情報も併せて届けます。

● X、Facebook、Instagram

犯罪・防犯情報のほか、県警察が主催する防犯イベント情報を発信しています。



県警察の防犯情報ツール
登録・フォローはこちら



犯罪情報官

宛先:

犯罪情報官 NEWS (不審者)

9月30日(土)午後6時30分ごろ、さいたま市緑区東浦和3丁目地内の路上で、女子高校生が男(特徴不明)に「どこの学校、お家どこ。」などと声をかけらる事案が発生しました。

危険を感じたら《その場から逃げる、近くの人に助けを求め、大声を出す》などし、直ちに110番通報をお願いします。

女性のための防犯対策はこちら。→ <http://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0010/youseihqaitaisaku.html>

地図情報はこちら

http://iyouhoukan.police.pref.saitama.lg.jp/cgi-local/parking/map_view.cgi?TNO=99788&address=%25E7%25B7%2591%25E5%258C%25BA%25E6%259D%25B1%25E6%25B5%25A6%25E5%2592%25BC3%25E4%25B8%2581%25E7%259B%25AE&MAP

メールマガジン



埼玉県警察犯罪情報官 @spp_jyoutho... 18 時間

【特殊詐欺情報】

10月2日(月)、春日部市、狭山市で、親族を装う者から「大事な書類をなくした。お金が必要だ。」等のオレオレ詐欺の電話が確認されています。

電話でお金の話が出たら詐欺です。(続く) #埼玉県

🗨️ 1 🔄 📍 19 📊 7888 📌 📄



埼玉県警察犯罪情報官 @spp_jyoutho... 18 時間

(続き) 被害を防ぐために大切なことは、犯人からの電話に出ないことです。留守番電話に設定して、相手の声が確認できるまで電話に出ない電話に出ないなどの対策をしましょう。

また、ご自分のご家族はもちろん、ご近所の方にも、ぜひこの情報を知らせてあげてください。



X

防犯に関する県政出前講座

県政出前講座とは、県の職員が地域で行われる集会や学校の授業などに伺い、県政について分かりやすく説明する取組です。防犯に関する講座は次の2つをご用意しています。

特殊詐欺被害防止ワークショップ

警察官OBの「特殊詐欺被害防止マイスター*」が、特殊詐欺被害の状況や多発する手口を解説します。防犯機能付電話機や自動通話録音装置などの対策機器を展示し、実際に操作することができるワークショップ（体験型講座）です。

* マイスターとは、「達人」や「職人」を意味する言葉です。

防犯のまちづくり出前講座

地域の犯罪状況、身近な犯罪から身を守るためのポイントや防犯パトロールの方法など、防犯のまちづくり全般について解説します。

防犯・交通安全課と県内の各地域振興センターで実施しています。開催場所の市町村によって実施機関が異なりますので、次のページをご確認ください。



特殊詐欺被害防止ワークショップ



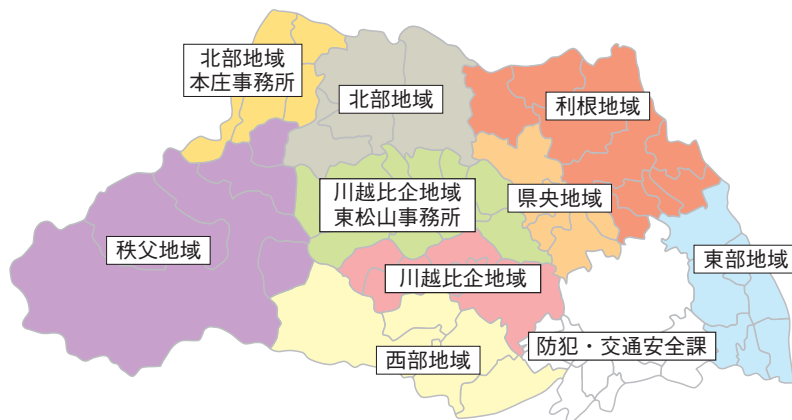
防犯のまちづくり出前講座

●防犯のまちづくり出前講座の管轄地域

※特殊詐欺被害防止ワークショップは、県内全域で防犯・交通安全課が実施します。

センター名	電話番号	管轄市町村
東部地域振興センター	048-737-1110(代)	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
県央地域振興センター	048-777-1110(代)	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企地域振興センター	049-244-1110(代)	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
川越比企地域振興センター 東松山事務所	0493-24-1110(代)	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部地域振興センター	04-2993-1110(代)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根地域振興センター	048-555-1110(代)	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北部地域振興センター	048-524-1110(代)	熊谷市、深谷市、寄居町
北部地域振興センター 本庄事務所	0495-24-1110(代)	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父地域振興センター	0494-24-1110(代)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
防犯・交通安全課	048-830-2940(直)	上記センター等管内以外の市町村 (さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町)

地域振興センター等管内図





相談窓口

緊急時は…

すぐに**110**番通報！
 ファックス 110 番 0120 - 264 - 110(フリーダイヤル)
 メール 110 番 <http://saitama110.jp/>

警察に関する各種相談は…

けいさつ総合相談センター（埼玉県警察本部）又は最寄の警察署
 （緊急を要さないご相談、警察業務に関する各種相談、お問合せ等）

〈けいさつ総合相談センター〉
 #9110(ダイヤル回線及び一部のIP電話を除く)、
 または 048-822-9110
 ・24時間受付(夜間、土日・祝日、年未年始は当直対応となります。)

犯罪被害に関する相談は…

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター^{*1}（武蔵浦和駅西口ラムザタワー 3 階）

総合対応電話

悩みのご相談は わんすとつが

0120 - 735 - 001
 （一部 IP 電話など：
 048-862-0001）
 [月～金^{*2}、8:30~17:15]

埼玉県防犯・交通安全課（分室）

048-710-5036
 [月～金^{*2}、8:30~17:15]

埼玉県警察犯罪被害者支援室

0120-381858
 [月～金^{*2}、8:30~17:15]

（公社）埼玉犯罪被害者援助センター

048-865-7830
 [月～金^{*2}、8:30~17:00]

性暴力等被害専用相談電話

「アイリスホットライン」

（性別に関わらず、専門の相談員が対応します）

#8891、または 0120-31-8341
 （一部 IP 電話など：048-839-8341）
 [24 時間、365 日対応]

性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」

（埼玉県警察職員が対応します）

#8103、または 0120-83-8103
 [24 時間、365 日対応]

非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談は…

埼玉県警察少年サポートセンター
 （武蔵浦和駅西口ラムザタワー 3 階）

・048-865-4152
 （保護者等用）
 ・048-861-1152
 （少年用(ヤングテレホンコーナー)）
 [月～金^{*2}、8:30~17:15]

※川越・熊谷・越谷の各相談室における面接相談も実施

※面接相談は要予約

悪質商法・架空請求などの相談は…	
埼玉県消費生活支援センター（川口）	048-261-0999 〔月～土 ^{※3} 、9:00～16:00〕
埼玉県消費生活支援センター熊谷	048-524-0999 〔月～土 ^{※3} 、9:00～16:00〕
消費者ホットライン （お近くの消費生活相談窓口をご案内します。）	188 受付時間は相談窓口によって異なります。
DVの相談は… ※ストーカーの相談は最寄りの警察署へ	
埼玉県配偶者暴力相談支援センター ^{※4} （埼玉県婦人相談センター）	048-863-6060 〔月～土、9:30～20:30〕 〔日・祝休日、9:30～17:00〕 * 年末年始（12/29～1/3）を除く
埼玉県配偶者暴力相談支援センター ^{※4} （埼玉県男女共同参画推進センター 〔With You さいたま〕）	048-600-3800 〔月～土、10:00～20:30〕 * 日・祝日、第3木曜日及び 年末年始（12/29～1/3）を除く
ウェブチャットによるDV相談 「DVお悩みチャット@埼玉」 	〔日・水・金、15:00～20:30〕 ※年末年始（12/29～1/3）を除く
薬物に関する相談は…	
公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター（薬物問題相談）	048-830-7830 〔月～金 ^{※2} 、8:30～17:15〕
行政・法律などの相談は…	
県民相談総合センター （県庁第2庁舎1階）	048-830-7830 〔月～金 ^{※2} 、9:00～12:00、13:00～17:00〕 （受付は16:30まで） ●弁護士・司法書士による法律相談〔面談・予約制〕
交通事故の相談は…	
埼玉県交通事故相談所（県庁第2庁舎1階） 〔来所相談は事前予約が必要〕	048-830-2963 〔月～金 ^{※2} 、9:00～12:00 13:00～17:00〕 ・受付は16:30まで

- ※1 一度の相談で埼玉県、埼玉県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センターの三機関による複数の支援を利用することができます。
- ※2 祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く
- ※3 土曜日は、どちらかのセンターにつながります。
- ※4 令和6年4月1日から「埼玉県婦人相談センター」が「With You さいたま」へ統合されます。統合に伴い、相談時間が変更になる可能性があります。詳細は令和6年4月1日以降、「With You さいたま」HPでお知らせしますので、御確認ください。



防犯のまちづくり全般やこのハンドブックに対する
お問い合わせは

埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課へ
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-2940 FAX 048-830-4757

ホームページ

埼玉県防犯・交通安全課

検索

